

令和 9 年度 岡山市立放課後児童クラブ 利用ガイド

申請前に必ずお読みいただき、令和 9 年度中は大切に保管してください。

【一次募集】令和 9 年 4 月からの入所について

- 申請期間 令和 8 年 10 月 19 日（月）～令和 8 年 11 月 18 日（水）必着
- 対象クラブ 各市立クラブ
- 対象者 入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方
- 利用区分 通年利用のみ ※利用区分の説明は p.2 参照

【二次募集】令和 9 年 4 月からの入所について

- 申請期間 令和 9 年 2 月 1 日（月）～令和 9 年 2 月 19 日（金）必着
- 対象クラブ 一次募集の入所決定後に定員に空きがある市立クラブ
- 対象者

■ 対象者	入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方
	入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学（入学予定）の方
- 利用区分 通年利用、または期間限定利用

【随時募集】年度途中からの入所について

- 申請期間 利用希望月の前々月の 10 日頃～末日（※）必着
- 対象クラブ 定員に空きがある市立クラブ（空き状況は市 HP で毎月更新）
- 対象者

■ 対象者	入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方
	入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学（入学予定）の方
- 利用区分 通年利用、または期間限定利用 ※各月の申請期間は p.7 参照

【目次】

1. 放課後児童クラブの概要

放課後児童クラブとは	1
対象児童（入所要件）	1
利用区分	2
利用期間	2
開所日・開所時間	2
定員・受け入れ	3
昼食・おやつ	3
クラブでの医療行為について	3
その他	4

2. 利用手続き

申請の流れ	5
申請の期間	6
提出書類と提出場所	8
申請の取下げ・利用の辞退	11
申請事項の変更	11
退所	11
入所許可の取消し	11

3. 保護者負担金について

通年利用の場合	12
期間限定利用の場合	12
延長利用を申請する場合	13
保護者負担金の納入方法	13

4. 減免の手続きについて

減免の内容	14
減免対象と申請手続き	15

◎岡山市立放課後児童クラブ入所点数表

基準点	16
加算点	17

◎提出書類記入例

【記入例】 入所申請書	18
【記入例】 児童調査書	20
【記入例】 就労証明書	22

※その他記入例p.23～p.27参照

★よくあるお問い合わせ	28
★岡山市立のクラブ一覧	30
★運営委員会・保育所等のクラブ一覧	32
★届出済民間事業者のクラブ一覧	33

I. 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

※保護者とは…「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」（児童福祉法第6条）

(2) 対象児童（入所要件）

次のいずれかに該当する児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。

- 岡山市に住所を有する児童で、小学校に在学しているもの。
- 岡山市外に住所を有する児童で、岡山市が設置する小学校に在学しているもの
（ただし、入所できるのはその児童が在学する小学校の児童クラブに限ります）。

※児童クラブの職員による医療行為（投薬や注射等）はできません。医療行為を必要とする児童は入所できない場合があります。（p.3 をご確認ください）

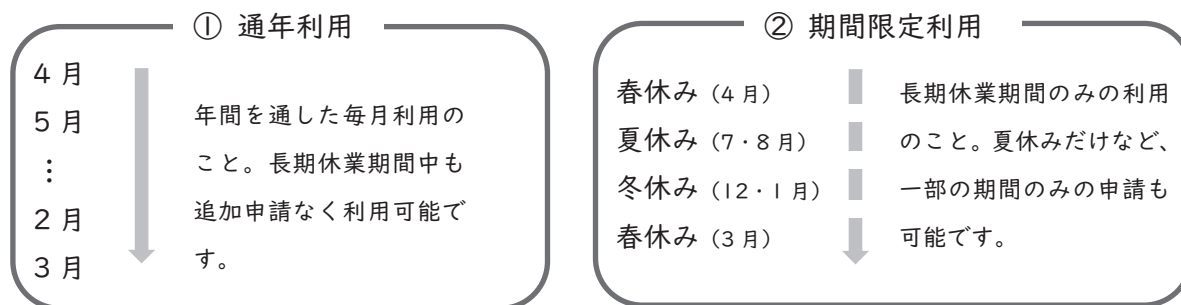
なお、「労働等により」とは、保護者が次の①～⑧のいずれかに該当する場合があります。

事由	条件	入所期間
①就 労	月 48 時間以上労働することを常態として いる場合	必要と認められる期間 （最長で入所した年度の末まで）
②妊 娠・出 産	出産予定日の前 6 週（多胎の場合前 14 週）から産後 8 週の期間を含む月単位の 期間にある場合 ※産後 8 週の期間を終えた後に引き続き育児休業を取得した場合、通年利用は 年度末まで、期間限定利用は当初申請した利用期間の末日まで利用可能とする。	出産予定日の前 6 週（多胎の場合 前 14 週）から産後 8 週の期 間を含む月単位の期間
③疾 病 等	病気やけが、または心身に障害がある場合	①と同じ
④介 護 等	親族等を常時介護または看護している場合	①と同じ
⑤災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧 にあたっている場合	①と同じ
⑥就 学 等	就学や職業訓練のため、児童の養育がで きない場合	卒業予定日または終了予定日が 属する月の末日までの期間
⑦社会的養護	社会的養護の必要がある場合	①と同じ
⑧そ の 他	求職活動（起業準備を含む）を継続的に 行っている場合	①と同じ
	育児休業中（年度内に育児休業復帰予定 を含む）である場合	①と同じ
	採用（起業、就学）予定月の前1か月以内 である場合	①と同じ

令和9年度から条件が変更になりました。（詳細はp.6参照）

(3) 利用区分

利用区分には、通年利用と期間限定利用があります。



<①と②の利用区分を変更したい場合>

クラブを退所(または入所申請を取下げ)した後に、再度申請する必要があります。

ただし、クラブの空き状況によっては申請できない場合もございます。

また、申請しても必ず入所できるとは限りませんので、ご注意ください。

(4) 利用期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※新一年生及び期間限定利用(春休み(4月)の利用)も、4月1日からの利用期間となります。

※児童クラブは年度ごとに入所申請が必要です。

(5) 開所日・開所時間

①開所日

月曜日～金曜日及び土曜日。ただし、祝日、休日、12月29日～翌年1月3日は除く。

※土曜日は少なくとも月に2回程度の開所となりますが、詳細は各児童クラブにお問い合わせください。

※その他(災害の場合等)、臨時に閉所することがあります。

②開所時間

区分	平日	土曜日
通常期間 (1・2・3学期中)	午後1時～午後6時 (延長利用は、午後7時まで)	午前8時～午後6時 (延長利用なし)
長期休業期間 (春・夏・冬休み)	午前8時～午後6時 (延長利用は、午後7時まで)	

※短縮授業その他の事情により、開所時刻または閉所時刻を変更する場合があります。

(6) 延長利用

延長利用は午後6時から午後7時までです。土曜日の延長利用はありません。また、午後7時以降の利用はできませんので、午後7時までに必ず迎えにきてください。

お迎えが午後6時を過ぎた場合は、原則として延長利用料がかかります(延長利用の詳細・料金についてはp.12,13をご確認ください)。

(7) 定員・受け入れ

クラブごとに定員を定めており、原則、定員の範囲内で児童を受け入れます。

<通年利用の場合>

申請が定員を超える場合については、利用における安全面等を十分考慮し受入数を判断します。

<期間限定利用の場合>

通年利用の受け入れが決定した後、定員に空きがあるクラブについて受け入れます。

(8) 昼食・おやつ

①昼食

長期休業期間(夏休み等)、土曜日及び短縮授業日等により、学校給食がない日は、各自で昼食(弁当等)を持参してください。

②おやつ

児童クラブでは、児童の栄養面や活力面の観点から、原則としておやつの提供を行います。なお、食物アレルギーがあって、クラブが提供するおやつが食べられない児童については、各自でおやつの持参をお願いします(この場合、おやつ代は徴収しません)。

※食物アレルギー以外にも医師からの指示等により、おやつに制限がある場合は、児童クラブへ相談してください。その場合、医師の診断書等を提出してください。

(9) クラブでの医療行為について

①服薬や注射等

投薬や注射等は、児童クラブの職員が行うことはできません。服薬や注射等が必要な場合、児童が自分で行うことになります。適切な服薬支援のため、必ず保護者の方から、薬の用途や服薬時間などについて、児童クラブの職員へお伝えください。

②特別な緊急行為が必要な場合

持病等による発作等により、特別な緊急処置が必要な場合、適切に対応するために必要な書類(医師の指示書等)を入所決定後にご提出いただきます。また、クラブ職員との面談が必要な場合があります。

(10) その他

①一斉降所・送迎

一斉降所時間（児童が自力で児童クラブから帰る時間）や保護者による送迎、その取り扱い等の詳細については、各児童クラブへお問い合わせください。

②学級閉鎖等の場合

学級閉鎖（学校閉鎖）となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防止するため、閉鎖期間中（閉鎖期間の前登校日が短縮授業となった場合はその日を含む）は児童クラブを利用できません。そのため、急な下校により、児童が困らないよう、あらかじめご家庭で対応を決めておいてください。

また、感染症にかかり出席停止となった児童が治癒後、児童クラブを利用する際は、学校に提出する「証明書（報告書）」の写しを提出してください。提出できない場合は、医師から登校可能である旨の指示を受けたことを保護者から文書（任意の様式）で児童クラブへ提出してください。

③災害発生時等緊急時の対応

台風等の災害発生時（その他の事故等により下校が必要な場合も含む）、またはこれらのおそれがある場合、開所時刻や閉所時刻を変更または臨時閉所することがあります。その場合、予定より早く保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。詳しくは入所決定後にクラブから配布する入所のしおりをご確認ください。

④ルールが守られない場合の対応

ルールが守られない等、クラブの運営に著しく支障をきたすと認められた場合、クラブを退所していただく可能性があります。

（例）

- ・ 職員の指示や指導に従わない場合
- ・ 職員又は他の利用児童への暴力行為又は迷惑行為のおそれがある場合
- ・ 施設、備品等を損壊するおそれがある場合
- ・ 児童クラブの通常の職員配置では、当該児童又は他の利用児童の安全を確保できない場合
- ・ 保護者その他の児童の関係者により児童クラブの運営上支障が生じるおそれがある場合

※令和9年度から詳細を記載しました。

2. 利用手続き

(1) 申請の流れ

① 申請書の入手

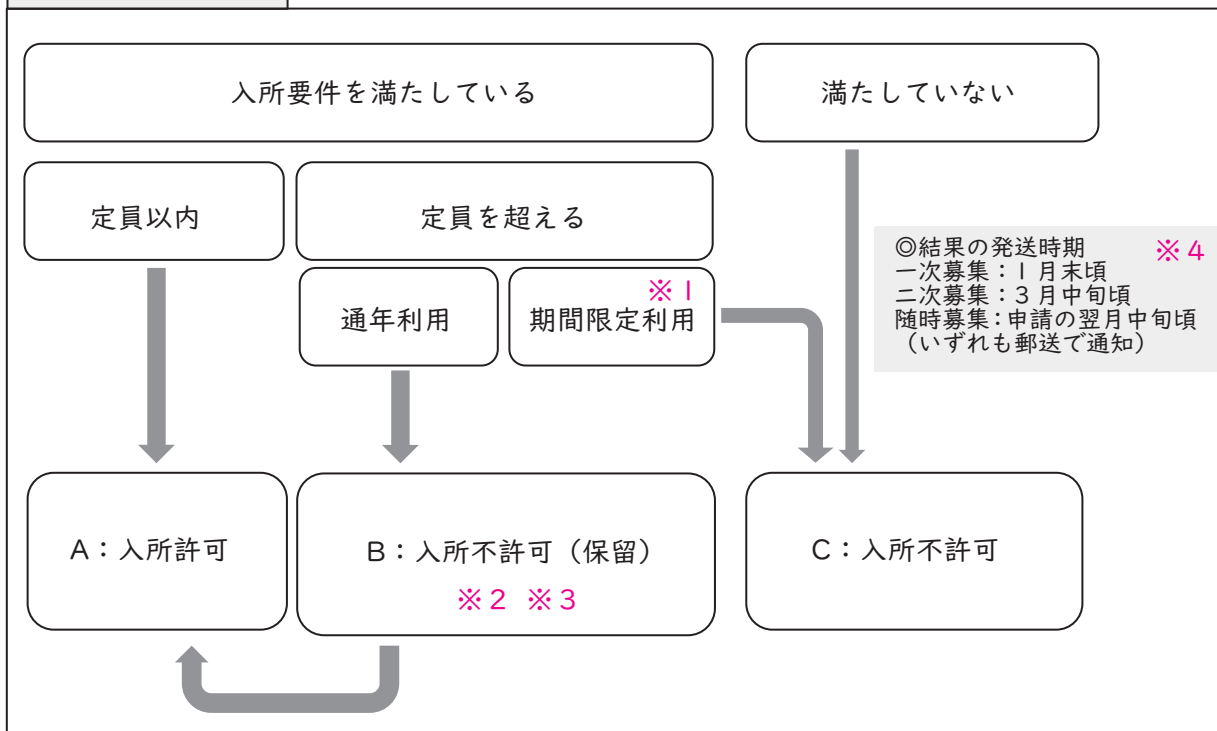
申請手続きは、一次・二次・随時募集のいずれも、基本的に同じ流れになります。

利用ガイドの配布開始は 10 月中旬頃。

② 入所申請

申請期間 p.6,7、提出場所 p.8 を参照。

③ 岡山市の審査



④ 入所決定後

- 口座振替の手続き
- 利用料の減免申請（該当者のみ）
- 入所対象者説明会（クラブより）

⑤ クラブの利用開始

- ※1：通年利用の受け入れが決定した後、定員に空きがあるクラブについて受け入れます。
- ※2：定員が空き次第、点数の高い順から入所を許可します。
- ※3：入所が保留となった方へ、入所希望を継続されるか、3ヶ月ごとに調査を行います。
調査へご回答いただけない場合、継続の意思がないとみなされる場合がありますので、必ずご回答ください。
- ※4：ふれあい公社では申請結果の回答はできません。結果通知が届かない等ありましたら、地域子育て支援課（086-803-1589）までお問合せください。

(2) 申請の期間

①通年利用を申請する場合

一次募集 令和8年10月19日(月)～11月18日(水) 必着

二次募集 令和9年2月1日(月)～2月19日(金) 必着

随時募集 利用希望月の前々月の10日頃～末日 必着 ※p.7 参照

<注意事項>

- ・二次募集と随時募集は一次募集の入所決定後、定員に空きのあるクラブのみ申請可能です。
- ・石井小学校に「特色ある教育(英語に親しむ小学校)」で入学予定の新一年生は、二次募集で申請を受け付けます。一次募集後、定員に空きがある場合は通年・期間限定いずれかで申請可能です(一次募集後に定員が埋まった場合でも、新1年生は通年で申請できます)。

②期間限定利用を申請する場合

二次募集 令和9年2月1日(月)～2月19日(金) 必着

随時募集 夏休み：令和9年5月14日(金)～5月31日(月) 必着

冬休み：令和9年10月13日(水)～10月29日(金) 必着

春休み(3月)：令和10年1月14日(金)～1月31日(月) 必着

<注意事項>

- ・二次募集と随時募集は一次募集の入所決定後、定員に空きのあるクラブのみ申請可能です。
- ・春休み(4月)/夏休み/冬休み/春休み(3月)を併せて申請可能です。いずれかの長期休みを選択して申請することも可能です。

※申請期間の末日が土曜(土曜開所日を含む)、日曜、祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の場合は前開所日までの受付となります。
※申請期間を過ぎた場合、いかなる場合も申請を受け付けることはできません。

◎育休中(年度内に育休復帰予定含む)の方も、一次募集から申請可能となりました。

- ・4月からの通年利用を希望：一次募集または二次募集で申請できます。
(※一次募集で申請する場合、利用開始月を5月以降にすることはできません)
- ・期間限定利用を希望：二次募集または随時募集で申請できます。
- ・5月以降の通年利用を希望：随時募集で申請できます。

◎年度内に育休復帰予定で、年度途中からクラブの利用を希望する場合、育休復帰予定月の前月からクラブを利用できます(二次募集と随時募集は定員に空きのあるクラブのみ申請可能)。

例1) 二次募集(通年)で申請する方で、利用開始希望が9月1日からの場合。

⇒就労証明書の『II. 復職(予定)年月日』が10月なら申請可能。11月なら申請不可。

例2) 二次募集(期間限定)で申請する方で、利用開始希望が夏休み(7月・8月)、冬休み、春休み(3月)の場合。

⇒就労証明書の『II. 復職(予定)年月日』が年度内なら申請可能。

例3) 随時募集で申請する方

利用開始月の前々月(復帰予定月の3か月前)で申請できます。



詳細は岡山市ホームページに掲載しております↑

＜申請期間一覧＞

各クラブの空き状況は下記の申請期間に合わせて岡山市地域子育て支援課ホームページに掲載します。

二次募集の空き状況は令和9年2月1日(月)に掲載予定です。

通年利用		期間限定利用	
利用開始月	申請期間	利用期間	申請期間
4月	(一次募集) 令和8年10月19日～令和8年11月18日 ※石井小学校に「特色ある教育(英語に親しむ小学校)」で入学予定の新一年生は二次募集で申請を受け付けます。	春休み(4月) 夏休み(7月、8月) 冬休み(12月、1月) 春休み(3月)	(二次募集) 令和9年2月1日～令和9年2月19日 ※夏休みのみ利用する場合等も申請可能です。
	(二次募集) 令和9年2月1日～令和9年2月19日		
5月	(随時募集) 令和9年3月15日～令和9年3月31日		
6月	(随時募集) 令和9年4月12日～令和9年4月30日		
7月	(随時募集) 令和9年5月14日～令和9年5月31日		
8月	(随時募集) 令和9年6月10日～令和9年6月30日	夏休み (7月、8月)	(随時募集) 令和9年5月14日～令和9年5月31日 ※冬休み(12月、1月)、春休み(3月)も併せて申請可能です。
9月	(随時募集) 令和9年7月12日～令和9年7月30日	夏休みの募集期間です。 ※通年利用の6月10日～6月30日の申請期間で申請した場合、利用開始は8月1日からです。	
10月	(随時募集) 令和9年8月12日～令和9年8月31日		
11月	(随時募集) 令和9年9月10日～令和9年9月30日		
12月	(随時募集) 令和9年10月13日～令和9年10月29日		
1月	(随時募集) 令和9年11月11日～令和9年11月30日		
2月	(随時募集) 令和9年12月10日～令和9年12月28日	冬休み (12月、1月)	(随時募集) 令和9年10月13日～令和9年10月29日 ※春休み(3月)も併せて申請可能です。
3月	(随時募集) 令和10年1月14日～令和10年1月31日	春休み(3月)	(随時募集) 令和10年1月14日～令和10年1月31日

※二次募集・随時募集は定員に空きのあるクラブのみ申請可能です。

※二次募集・随時募集は定員に空きのあるクラブのみ申請可能です。

(3) 提出書類と提出場所

＜提出書類一覧＞ ★＝全員必須 ☆＝該当者（p.10 参照）のみ必須

★	1	入所申請確認票	児童 1 人につき 1 枚必要。
★	2	入所申請書	同上
★	3	児童調査書	同上
★	4	添付書類 A	保護者それぞれに必要。詳細は p.9,10 参照
☆	5	添付書類 B	該当者のみ必要。詳細は p.10 参照

- ・ 申請書類は岡山市立放課後児童クラブの様式をご利用ください。（※就労証明書は共通様式のため保育の様式可。）
- ・ 必ず黒のボールペンでご記入ください。
- ・ 提出書類の不備（記載漏れ、記載事項の誤り、書類の不足等）がある場合は申請を受理できない場合があります。あらかじめ内容をご確認のうえご提出ください。

＜提出場所＞

※地域センター、各支所では提出不可

提出方法	場所
郵送	岡山市立放課後児童クラブ入所申請窓口 〒700-0901 岡山市北区本町 6 番 3 6 号 第一セントラルビル 4 階 株式会社キャリアプランニング内 ※封筒の表に朱書で「児童クラブ申請書在中」とご記入ください。 ※紛失防止のため、簡易書留等のお手続きをお願いいたします。
電子申請	岡山市電子申請サービス 右記二次元コードからアクセスしてください。 
持参	① 各児童クラブ（市立クラブ一覧は p.30,31 参照） ※クラブの開所時間内にご持参ください。（p.2 参照） ② 公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援課 （岡山市中区桑野 715 番地 2 岡山ふれあいセンター 1 階） ③ 岡山市役所地域子育て支援課 （岡山市北区大供 1 丁目 1 番 1 号 岡山市役所新庁舎 1 2 階） ④ 各区役所 総務・地域振興課 北区役所：北区大供 1 丁目 1-1 中区役所：中区浜 3 丁目 7-15 東区役所：東区西大寺南 1 丁目 2-4 南区役所：南区浦安南町 495-5 【受付時間】 ②～④：月～金（祝日・休日除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※書類の紛失や提出ミスを防ぐため、必ず保護者の方がご提出ください。

◆添付書類 A:入所を希望する理由を証明する書類

保護者の方それぞれにつき、入所事由①～⑧のいずれか該当する書類が必要です。

※証明書類欄に複数の書類がある場合は、記載しているすべての書類が必要です(「または」と記載があるもののみ、いずれかで可)。

事由		証明書類
① 就労	被雇用者 株式会社等の役員	・就労証明書
	自営業(※p.10参照) 農業	・就労証明書 ・納品書、領収書、帳簿等の自営の確認ができる書類2点
	内職	・内職状況申告書
② 妊娠・出産		・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ※就労先で産前産後休暇を取得する場合は就労証明書 ・親子手帳(母子健康手帳)の保護者と分娩予定日の確認ができるページの写し
③ 疾病等	疾病・負傷	・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・疾病負傷証明書
	障害	・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・障害者手帳等の写し
④ 介護または看護		・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・民生委員の確認書または介護や看護が必要な状況の確認ができるもの (介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等)の写し
⑤ 災害		・り災証明書または被災証明書等の写し
⑥ 就学等		・入所事由証明書【1就学、就学予定の人】 ・在学証明書 ・時間割または学生証等の写し
⑦ 社会的養護		・公的機関の文書等
⑧ その他	採用予定	・就労証明書 (就労証明書の提出が困難な場合は申立書及び内定通知書の写し)
	起業予定	・就労証明書 ・事業用に購入した物品、機材等の領収書または店舗予定地の賃貸借契約書の写し等の起業予定が確認できる書類2点
	就学予定	・入所事由証明書【1就学、就学予定の人】 ・合格通知及び時間割等の写し
	育児休業中 (年度内に育児休業復帰予定も含む)	・就労証明書
	求職中	・申立書 ・求職状況のわかる書類(ハローワーク受付票の写し等)
	不存在	・申立書 ・保護者が不存在であることがわかる書類1点 戸籍全部事項証明書、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、遺族年金受給者証、ひとり親家庭等医療費受給資格証、事件係属証明書、住民票等のいずれかの写し

※注意事項(p.10下部)もご確認ください。

◆添付書類 B: 該当者のみ提出必須の書類

下記事由に該当する方は、事由に応じた証明書類をご提出ください。

事由	証明書類
ひとり親世帯 (事実婚、離婚協議中の方は該当しません。)	・戸籍全部事項証明書(3か月以内のものに限る) ・児童扶養手当証書 ・児童扶養手当支給停止通知書 ・遺族年金受給者証 ・ひとり親家庭等医療費受給資格証 ・事件係属証明書(離婚調停中のみ)等 } いずれかの写し
児童が障害を有する場合	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・通所受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・医師の診断書または意見書 ※検査結果のみの書類は不可 } いずれかの写し
申請児童の保護者の同性パートナーが申請を行う場合	・パートナーシップ宣誓書受領証等

<注意事項>

- 証明書類の写しはすべて A4サイズとしてください。
- 添付書類は入所日時点での入所事由を証明する書類が必要です。
- 入所事由を【求職中】で申請している場合、4月1日付の状況について、3月中旬以降に状況調査を行います。該当者は必ずご回答ください。
- 自営の確認ができる書類について、宛名もしくは発行元に会社名の記載が必要です。
また、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- 兄弟姉妹等で同一日に申請する場合は、添付書類は児童1人分のみで構いません。
- 証明書類は、特段の記載がなければ、概ね6か月以内に証明されたものとし、有効期限があるものは期限内のものとし、ただし、証明書類が更新手続き中の場合は、更新前の直近のものを提出し、更新後に再度提出してください。
- 入所の許可・不許可に関わらず、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- 必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※申請期間内に必要な書類が提出されないときは、入所要件を満たさないものと判断し、不許可とする場合があります。申請期間内に書類が間に合わない場合は、事前に岡山市地域子育て支援課へ相談してください。

(4) 申請の取下げ・入所の辞退

次の場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

- 入所決定前に申請を取り下げる場合
- 入所決定後、利用開始前に利用を辞退する場合

(5) 申請事項の変更

申請した内容に変更が生じた場合は、下表を参考に「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書等記載事項変更届出書」を各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。

様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

なお、入所事由が変更となる場合は、変更後の入所事由を証する書類の再提出が必要です。

変更内容	変更の具体例	変更届
住所・氏名 世帯の構成	・転居した ・結婚した ・離婚した等	必要
入所事由	・採用（起業、就学）予定だったが、就労または就学を開始した ・就労していたが、産前産後休暇や育児休業を取得した ・育児休業から復職した（申請時の復帰予定日から変更があった方）	必要
勤務先	・転職した ・雇用期間が更新された	必要
	・部署や支店が異動になった ・派遣先が変更になった ・雇用形態が変更になった ・会社の住所や社名が変わった等	不要
勤務時間・日数	・勤務時間が増加した ・勤務日に変更になった等	不要 ※1

※1：入所保留の方は、基準点が変わる可能性がありますので提出が必要です。

(6) 退所

入所要件を満たさなくなった場合や、利用期間の途中で児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を退所日の7日前まで（退所日を含む）に各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

入院等で長期間欠席される場合は、岡山市地域子育て支援課にご相談ください。

(7) 入所許可の取消し

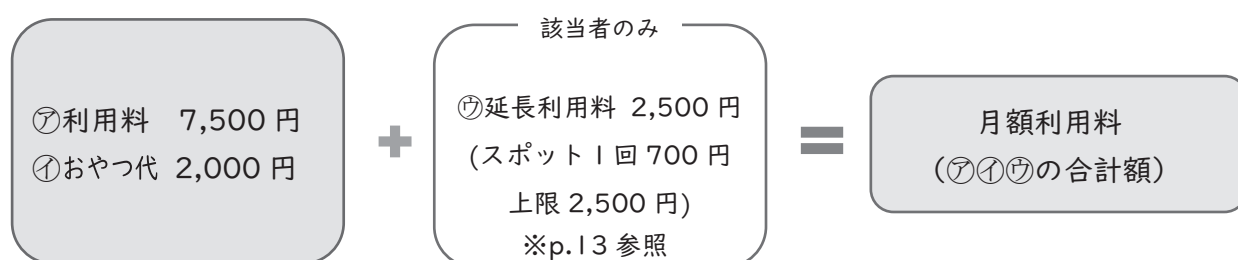
入所申請の内容に虚偽や不正等があった場合や、クラブのルールが守られない場合には、許可を取り消すことがあります（p.4 参照）。なお、この場合でも、利用した月の保護者負担金をご負担いただきます。

3. 保護者負担金について

- 自己都合等による欠席については、原則利用料が発生します。延長利用を申請している場合も同様です。
- おやつ代は、通年利用の場合はひと月の内に、期間限定利用の場合は対象期間中におよつの提供が1日もなかった場合は徴収しません。
- 延長利用料は、延長利用申請書を提出した方と、延長利用（スポット利用）した方のみ必要です。（p.13 参照）

※利用料及び延長利用料には減免制度があります。詳しくは p.14,15 をご覧ください（おやつ代に減免制度はありません）。

(1) 通年利用の場合



※月の途中で入所・退所した場合も1か月分の保護者負担金をご負担いただきます（日割り計算は行いません）。

※通年利用の方は長期休業期間中も上記の金額でご利用いただけます。

(2) 期間限定利用の場合

保護者負担 金区分	春休み (4月)	夏休み (7・8月)	冬休み (12・1月)	春休み (3月)	<参考> 全期間
㊦利用料	2,500円	12,500円	2,500円	2,500円	20,000円
㊧おやつ代	500円	2,500円	500円	500円	4,000円
㊨延長利用料	600円	3,200円	600円	600円	5,000円
	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回700円 (上限3,200円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	※それぞれの期 間の利用による。
合計	各利用期間ごとに㊦㊧㊨の合計額				

※期間の途中で入所・退所した場合も上記期間分の保護者負担金をご負担いただきます（日割り計算は行いません）。

(3) 延長利用を申請する場合

A. クラブの利用期間を通して延長利用する場合

入所申請の時点で、恒常的（通年の場合は月4回以上）に延長を利用することが確定している方は、申請書類と一緒に『延長利用申請書』を提出してください。

入所申請時点で延長を利用するかわからない場合や、月によって延長の利用が不規則の場合は、下記の B. スポット利用をご利用ください。

※年度途中でも申請可能です。

※『延長利用申請書』を提出していて、月に1回も延長利用をしていない場合も、延長利用料金が発生します。

※延長利用を中止したい場合は、『延長利用中止届』を前月末日までにクラブへ提出してください。

（月途中で中止届を出された場合も、1か月分の延長利用料金が発生します。）

※様式は岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

B. 急な事情により突発的に利用する場合（＝スポット利用）

事前申請は不要です。毎月、降所時刻が午後6時を過ぎた日数に応じてスポット利用料を請求します。

※スポット利用には上限金額があります。通年利用の場合、スポットを月4回以上利用した場合の上限金額は2,500円です。（p.12 参照）

(4) 保護者負担金の納入方法

- 納入方法は口座振替です。入所決定後、必ずふれあい公社のホームページから振替口座の登録をしてください。
- 兄弟姉妹が入所する場合も、1人ずつ口座登録が必要です。
- 口座振替日は、利用月の翌月の指定日（原則27日。土日祝日の場合は翌平日）です。
（例）令和9年4月分は令和9年5月27日に振替。
なお、期間限定利用の場合は各期間の終了ごとに振替が発生します。
（例）夏休み（7・8月）は9月、冬休み（12・1月）は2月に振替。
- 口座振替に関するお問い合わせは、ふれあい公社子ども支援課（086-274-5161）までお願いします。
- 保護者負担金は、納付期限までに必ず納付してください。
- 保護者負担金を滞納した場合は、法的手段をとることがあります。



令和8年度までに利用があり、その利用料等に滞納がある場合は、申請前に岡山市地域子育て支援課（TEL：086-803-1589）にご連絡ください。

4. 減免の手続きについて（※減免は年度ごとに要申請）

（１）減免の内容

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金の月額利用料、延長利用料（スポット利用を含む）、期間限定利用料、期間限定延長利用料（スポット利用を含む）について減免制度を設けています。なお、おやつ代は減免できません。

①通年利用の場合

対象世帯	減免割合	月額利用料	延長利用料	スポット延長利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円	0円	0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	5,000円	1,600円	400円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	5,600円	1,800円	500円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	3,700円	1,200円	300円

②期間限定利用の場合

対象世帯	減免割合	春休み (4月)	夏休み (7・8月)	冬休み (12・1月)	春休み (3月)
		延長利用料	延長利用料	延長利用料	延長利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	1,600円	8,300円	1,600円	1,600円
		400円	2,100円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	1,800円	9,300円	1,800円	1,800円
		400円	2,400円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	1,200円	6,200円	1,200円	1,200円
		300円	1,600円	300円	300円

※ 減免適用後の金額です。減免前の利用料は p.12 を参考にしてください。

※ 複数の減免対象に該当する場合は、申請に基づき減免割合の高い方が適用されます。

(2) 減免対象と申請手続き

●減免対象

減免事由	添付書類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書(原本)
児童扶養手当受給世帯(※)	児童扶養手当証書(写)
兄弟姉妹同時利用世帯(2人目)	不要
兄弟姉妹同時利用世帯(3人目)	不要

※ひとり親家庭でも、児童扶養手当を受給していない場合は減免対象外です。

●申請手続き

減免の申請は入所決定後に行ってください。入所決定者に送付する書類の中に、減免申請書を同封しますので、必要な添付書類と一緒に下記の場所へ提出してください。

※兄弟姉妹世帯(2人目・3人目以降)については、入所申請書裏面の兄弟姉妹の氏名欄にご記入いただくことで、減免申請を兼ねることとしています。そのため、減免申請書の提出は不要です。

●提出場所

岡山市役所地域子育て支援課(持参または郵送)

※児童クラブ、岡山市ふれあい公社では受付できません。

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所新庁舎12階)

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分

<減免に係る留意事項>

※対象の方は必ずご確認ください。

- ① 減免は年度ごとに申請が必要です。
- ② 減免を適用するには、入所決定後に別途申請が必要です。(兄弟姉妹世帯による場合を除く)
- ③ 対象世帯に該当していても申請がない場合は適用できません。
- ④ 減免の適用または非適用は事実発生日からとなります。
例：児童クラブを4月から利用。7月から児童扶養手当を受給開始し、
減免の申請をした場合、7月の利用料分から減免が適用されます。
- ⑤ 減免を前年度に遡って適用することはできません。
- ⑥ 兄弟姉妹世帯の2人目減免は、2人目の児童に適用されます。
同じく、兄弟姉妹世帯の3人目以降の減免は3人目以降の児童のみに適用されます。
- ⑦ 兄弟姉妹世帯で通年と期間限定をそれぞれ利用する場合、重複している月のみ下の子に減免が適用されます。
- ⑧ 対象世帯に該当しなくなった場合は『岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書』を、岡山市地域子育て支援課へ直ちに提出してください。様式は岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

岡山市立放課後児童クラブ入所点数表

○基準点

区分	類型	状況		点数	
① ※1 ※2	就労	被雇用者 自営業 農業	月 140 時間以上の勤務を常態としている場合	10	
			月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	9	
			月 100 時間以上の勤務を常態としている場合	6	
			月 80 時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	4	
		内職	月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月 60 時間以上の勤務を常態としている場合	3	
			月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	2	
②	妊娠・出産	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間にある場合(就労先で産前・産後休暇を取得する場合を含む)		8	
③	疾病 ・ 負傷 ・ 障害	疾病 負傷	1 か月以上の入院、入院見込み、常時寝床の場合	10	
			居宅療養 (1 か月以上)	安静を要すると診断された場合、または日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難な場合	8
				週 3 日程度の通院加療等が必要な場合	4
		障害	「身体障害者手帳 1～2 級所持」、「聴覚障害者 2～3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1 級所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3～5」のいずれかに該当する場合		10
			「身体障害者手帳 3 級所持」、「聴覚障害者 4 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 2 級所持」、「療育手帳 B 所持」、「介護保険の要介護度が 1～2」のいずれかに該当する場合		6
			「身体障害者手帳 4～6 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3
④	介護または 看護	同居または別居の親族等を常時介護または看護している場合		区分①	
⑤	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合		10	
⑥	就学等	就学	就学のため、児童の育成ができない場合	区分①	
		職業訓練	職業訓練のため、児童の育成ができない場合	区分①	
⑦ ※3	社会的養護	社会的養護の必要がある場合		—	
⑧ ※4	その他	求職中	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	1	
		不存在	死亡、離婚(離婚調停・協議中を含む)、行方不明、拘禁等	10	
		育児休業中	育児休業中(年度内に育児休業復帰予定を含む)	区分①	
		採用(起業、就学)予定	採用(起業、就学)予定月の前 1 か月以内である場合 例) 採用予定月が10月の場合⇒9,10月が対象月	区分① －1 点	

○加算点

区分	類型	状況	点数	
			学区内※5	学区外※5
A	児童の学年	小学1年生	60	50
		小学2年生	50	40
		小学3年生	40	30
		小学4年生	30	20
		小学5年生	20	10
		小学6年生	10	—
B	ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	3	
C	障害	利用を希望する児童が障害を有する場合	10	
D	支援員等	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブ※6に勤務中または勤務(復職)予定の場合	10	

- ※1 区分①については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間(自営等の方も準じて除きます)により判断します。
- ※2 点数欄に「区分①」とある場合は、区分①の「被雇用者・自営業・農業」の時間数に応じた点数を準用します。
- ※3 区分⑦の社会的養護に該当する場合は、状況により優先的に入所できるよう取り扱います。入所申請の際には、公的機関の文書等が必要となりますので、岡山市地域子育て支援課へお問い合わせください。
- ※4 点数欄に「区分①-1点」とある場合は、区分①の「被雇用者・自営業・農業」から1点減じたものを準用します。
- ※5 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)の方は「学区内」、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の方は「学区外」の加算点となります。
- ※6 岡山市に登録のある児童クラブについては、p.30~35をご覧ください。
- 兄弟姉妹についての加算点はありません。
 - 入所要件を満たしていない場合は不許可となります。
 - 加算点は、申請内容が基準に適合しているかを審査するために必要な書類が提出されない場合は適用できません。

【点数づけの考え方】

父、母それぞれについて、基準点の各区分のうち該当する項目(父、母それぞれ1項目ずつ)の点数を合計した点数に、加算点を合計した点数が高い方から入所が決定されます。なお、ひとり親世帯については、基準点の「不存在」の10点に加え、加算点(3点)を加味します。

【同点時基準表(基準点及び加算点の合計点数が同じになった場合の優先順位表)】

順位	基準
1	学年が低い児童
2	ひとり親世帯の児童
3	障害を有する児童
4	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブに勤務中または勤務(復職)予定の児童
※上記で決定しない場合は岡山市で抽選を実施し決定します。	
※保護者負担金の滞納がある場合、抽選対象から除外されます。	

【記入例】

令和9年度岡山市立放課後児童クラブ入所申請書

岡 山 市 長 様

(保護者) 〒 700 - 8544

住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号 ○○アパート101号室

(転居予定の場合) 転居予定日: 令和 9 年 3 月 1 日

〒 700 - 8544

新住所 岡山市北区大供二丁目2番2号

氏 名 岡山 太郎

生計中心者となる方を記入してください。
※あて名として各種通知書等を送付します。
※兄弟姉妹で申請する場合、保護者氏名を統一してください。

方書、アパート名、部屋番号まで記入してください。

転居の予定がある場合は、転居予定日と新住所を記入してください。新住所が未定の場合は『未定』と記入し、住所確定後に変更届をご提出ください。(p.11 参照)

利用ガイドの内容を理解し、児童クラブの入所を希望しますので、次のとおりあわせて、本申請書記載の情報を児童クラブの活動に必要な範囲内において同意します。なお、ルールが守られない等、クラブの運営に著しい場合、クラブを退所となる可能性があることを確認の上、申請します。

1 児童について

フリガナ	オカヤマ モモジロウ	性別	生年月日	平成・令和 ○年○月○日
児童の氏名	岡山 桃二郎	男	小学校 (学園) 名	○○ 小学校 (学園)
入所を希望する児童クラブ名	○○ 小学校 (学園) 児童クラブ			
利用希望期間 ※通年利用か期間限定利用か選択し、通年利用であれば希望開始日を記入、期間限定利用であれば希望期間を選択してください。	☒ 通年利用	令和 9 年 4 月 1 日～		
	☐ 期間 (複数)	☐ 春休み (4月)		
延長利用(午後6時～午後7時)の同時申請	育休復帰予定日の前月から通年利用を希望する場合 (例) 8月復帰なら7月1日から利用可能 ⇒ 7月1日と記入 ※就労証明書の『11. 復職 (予定) 年月日』欄に、8月中の復帰予定年月日が記入されている必要があります。(記入例 p. 23) する ・ しない ※申請時点で延長の利用が未定の場合は「しない」を選択し、スポット利用をご利用ください。(ガイド参照)			

2 保護者について

フリガナ	オカヤマ	保護者氏名 (父)	岡山 太郎	1つ選んでください。
フリガナ	オカヤマ モモコ	保護者氏名 (母)	岡山 桃子	入所希望事由 ※下記より事由番号を1つ選んでください。
連絡先 ※日中連絡がつく順に記入ください。	1	090 - 1111 - ○○○○ ☐ 自宅 ☐ 父携帯 ☒ 母携帯 ☐ ()	2	090 - 2222 - ○○○○ ☐ 自宅 ☒ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ ()
入所希望事由 ①就労 ②妊娠・出産 ③その他 ※「⑧その他」の事由に該当する場合は、別紙の「⑧その他」の欄に記入してください。 ※選択した事由に基づき優先順位付けの基準点が決定されます。利用ガイド内の入所点数表の区分、状況及び点数を参考にしてください。				

【記入例】

3 その他の事由について

下記の①～③について該当するものを選択してください。また、そのほかの内容については該当がある場合記入してください。※は優先順位付けの加算点に反映されます。

※①児童の学年 (令和9年4月1日時点)	1年生 ・ 2年生 ・ 3年生 ・ 4年生 ・ 5年生 ・ 6年生		
※②世帯の構成	父母 ・ 父子 ・ 母子 ・ その他 () ※父母は内縁、事実婚を含む。母子・父子は離婚調停中の家庭を含む。		
※③障害の有無	障害を有する ・ 障害を有しない		
児童が障害を有する場合は、該当する添付書類にチェックをしてください。	☐ 身体障害者手帳 ☐ 自立支援医療受給者証 ☒ 療育手帳 ☐ 医師の診断書 ☐ 通所受給者証 ☐ 医師の意見書 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ その他 ()		
児童が医療行為を必要とする場合は、その内容を記載してください。	令和9年4月1日時点での学年を記入してください。		
兄弟姉妹世帯減免（2人同時利用、3人以上同時利用）を申請する場合は以下にご記入ください。			
市立クラブに入所を申請する きょうだいの状況（1人目）	氏名（フリガナ）	学年	児童クラブ名
	岡山 桃太郎	2	○○ 小学校（学園） ○○ 児童クラブ
市立クラブに入所を申請する きょうだいの状況（2人目）	氏名（フリガナ）	学年	児童クラブ名
			小学校（学園） 児童クラブ
以下に該当する場合は、添付書類にチェックをしてください。			
ひとり親世帯の場合	☐ 戸籍全部事項証明書（3か月以内のものに限る） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 児童扶養手当支給停止通知書 ☐ 遺族年金受給者証 ☐ ひとり親家庭等医療費受給資格証 ☐ 事件係属証明書等（離婚調停中のみ）		
離婚協議中の場合	☐ 保護者が不存在とわかる書類（住民票等） ☐ 申立書		
申請児童の保護者の同性パートナーが申請を行う場合	☐ パートナーシップ宣誓書受領証等		

クラブ		岡山 小学校(学園) 児童クラブ				児 童 調 査 書				【記入例】			
本 人	フリガナ	オカヤマ モモジロウ				男 女	★最終の保育歴★						
	氏 名	岡山 桃二郎					★種別 (○をしてください) 保育園・幼稚園 認定こども園	★名称 (△ △) 園					
	生 年 月 日	令和・平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生				通算保育歴 2 年							
	住 所	岡山市北区大供一丁目1番1号〇〇アパート101号				★緊急時連絡先★ ※保育時間で連絡ができる優先順に記入							
保 護 者	フリガナ	オカヤマ タロウ				続柄	①名称 岡山 桃子						
	氏 名	岡山 太郎				父	☎	090-1111-〇〇〇〇					
	生 年 月 日	平成・昭和〇〇年〇〇月〇〇日生				☎	090-2222-△△△△						
	携帯電話番号		090-2222-△△△△				③名称	岡山 一郎					
	勤務先	名 称	〇〇株式会社〇〇営業所				☎	086-△△△-××××					
		住 所	岡山市北区鹿田×-×-×				④名称						
		電話番号	086-〇〇〇-××××				☎						
	フリガナ	オカヤマ モモコ				続柄	⑤名称						
	氏 名	岡山 桃子				母	☎						
	生 年 月 日	平成・昭和〇〇年〇〇月〇〇日生				PC	★メールアドレス★ 一斉送信に登録するアドレスに✓をしてください。						
	携帯電話番号	090-1111-〇〇〇〇					① ☒ ****@***.co.jp						
	勤務先	名 称	〇〇株式会社鹿田店				携帯	① ☒ ****@***.ne.jp					
住 所		岡山市北区鹿田△-△				② ☐							
電話番号		086-〇〇〇-△△△△				③ ☐							
そ の 他 同 居 人	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校	備考								
	岡山 一郎	祖父	〇〇	なし									
	岡山 桃太郎	兄	〇〇	大供小学校									
★登下校★						★習いごと(クラブを利用する曜日のみ)★							
通学所要時間		30分				種類	曜日	時間帯					
通学時に気になること 等						英会話教室	水	午後5時～午後7時					
・交通量が多い道路を渡るため 交通事故が心配								～					
								～					

令和9年4月1日時点の内容を記入してください。
※学生で進学先が未定の場合は空欄で構いません。

【記入例】

児童名【 岡山 桃二郎 】						
★血液型★ いずれか☑をしてください。	☐ 不明	☒ A	☐ B	☐ O	☐ AB	Rh式 ☐ + ・ ☐ -
かかりつけ病院名(あればご記入ください)		〇〇〇クリニック				
★児童の状況について、①～⑫の質問にお答えください。(該当すると思われる回答を選択してください。)						
① 食事(自分一人で)	☒ できる	☐ できない 時がある	☐ できない	①～③で「できない(時がある)」と回答された場合、その内容を具体的にご記入ください。 適時声かけをしないと、お漏らしすることがある。		
② トイレ(自分一人で)	☐ できる	☒ できない 時がある	☐ できない			
③ 着脱衣(自分一人で)	☒ できる	☐ できない 時がある	☐ できない			
④ 日常会話のやりとり (簡単な指示の理解含む)	☒ できる	☐ できない 時がある	☐ できない	④～⑤で「できない(時がある)」と回答された場合、その内容を具体的にご記入ください。 全体に向けた指示だけでは理解できないことがある。		
⑤ 集団生活、集団行動	☐ できる	☒ できない 時がある	☐ できない	⑥～⑧で「ある」と回答された場合、以下についてご記入ください。 ・直近の発症年月【令和〇〇年〇〇月〇〇日】 ・発症の頻度【 週1回程度 】 ・対処方法【 持参している薬を吸入させる。 】		
⑥ ぜんそく	☐ ない	☐ ・	☒ ある			
⑦ てんかん	☒ ない	☐ ・	☐ ある			
⑧ 熱性けいれん	☒ ない	☐ ・	☐ ある	⑨～⑩で「ある」と回答された場合、詳細をご記入ください。 激しい運動は控えるようにしなければならない。		
⑨ その他慢性疾患	☒ ない	☐ ・	☐ ある			
⑩ 運動制限	☐ ない	☐ ・	☒ ある			
⑪ 身体・知的・発達状況等について、診断や指摘を受けたことがありますか。 (受診中・受診予定含む)	☐ いいえ	☐ ・	☒ はい	⑪で「はい」と回答された場合、診断名等をご記入ください。 診断名等 自閉スペクトラム症		
⑫ 食物アレルギー	☐ ない	☐ ・	☒ ある	⑫で「ある」と回答された場合、アレルギーの詳細をご記入ください。 たまご 食物アレルギー欄に「ある」でチェックした場合、必ずおやつを持参してください。アレルギーがあってもクラブのおやつ提供を受ける場合は、「同意書」の提出が必要となります。		
※食物アレルギーが「ある」と回答された方						
エビペン®等注射器を処方されていますか。	☒ いいえ	☐ ・	☐ はい			
飲み薬等を処方されていますか	☐ いいえ	☐ ・	☒ はい			
※上記の補足または、その他、健康面や行動面、生活面等において、特別配慮が必要なことがあれば、ご記入ください。 指示がある場合は、個別に声かけをしてほしい。						
自宅から小学校までの、通学経路をご記入ください。 転居予定などで通学経路が分からない場合は、自宅と小学校の位置関係が分かるように記入してください。 地図をご記載ください。(別紙可) ※別紙を添付する場合はA4サイズとし、「児童名」「小学校名」を忘れずにご記入の上、貼り付けずに提出してください。						

★クラブでは原則、医療行為はできません。緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送

同意書

○児童一人ひとりが安全に児童クラブを利用して頂くにあたり、岡山市及び岡山市ふれあい公社が必要として学校及び就学前施設(幼稚園等)との間で必要な情報を収集・共有したり、集団生活での児童の様子を観察したりすることに同意します。

○「利用申請書」及び本調査票に記載した内容や収集された情報、学校及び就学前施設(幼稚園等)から提供された情報を資料として、岡山市が岡山市ふれあい公社、児童クラブと共有することに同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 保護者氏名(署名)

岡山 太郎

同意書の内容を必ずご確認ください、署名してください。

※就労証明書は保育と共通様式のため、保育と同じものをご提出いただけます。

【記入例】

(原本のみ。コピー不可。)

就労証明書

本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してもらってください。

岡山市長

宛

修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消せるボールペンによる記入は無効です。
記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で

取り消し線が引いてある項目は記入不要です。

下記の内容を、事実であることを証明いたします。
※本証明書の記入について、就労先事業者等は無断で作成し又は改変を行

勤務先が支店(営業所)等の場合、その支店(営業所)長の証明でも有効です。
担当者名、記載者連絡先も必ず記入してもらってください。

No.	項目		
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学术研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()	
2	フリガナ	オカヤマ モモコ	
2	本人氏名	岡山 桃子	生年月日 〇〇〇〇年 〇月 〇日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 〇〇〇〇年 〇月 〇日 ~ 年 月 日	
4	本人就労先事業所	名称 岡山株式会社大供営業所 住所 岡山市北区××××	無期雇用の場合、雇用開始日の記入が必要です。ご注意ください。
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()	
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 時間 月間 180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 00 分 ~ 17 時 00 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 (うち休憩時間 分) 日 時 分 (うち休憩時間 分) 雇用契約に基づく就労時間、日数を記入してください。残業時間は除いてください。	
6	就労時間 (変則就労の場合)	合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間等・シフト時間等 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
7	就労実績	年月 年 月 日 時間/月	記入不要
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日	
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間等・シフト時間等 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) 記入不要	
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可	
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日	
18	備考欄		
19	保護者記載欄	児童名 岡山 桃太郎 生年月日 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 岡山 桃太郎 生年月日 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 生年月日 施設名(または児童クラブ名) (平・令 年 月 日生)	

※自営業又は農業の方は、帳簿、領収書、納品書、請求書、作付面積のわかる資料(農業)など自営業が確認できる書類の写しをA4コピーで2点以上(概ね6か月以内)添付してください。

※就労証明書は保育と共通様式のため、

【育児休業中／復帰予定 記入例】

保育と同じものをご提出いただけます。(原本のみ。コピー不可。)

就労証明書

岡山市長

宛

本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してもらってください。

修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消せるボールペンによる記入は無効です。
記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で

※取り消し線が引いてある項目は記入不要です。

下記の内容、事実であることを証明いたします。
※本証明書について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行

証明日 西暦 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

事業所名 (有)ヤクシヨ

代表者名 代表取締役 △△△△

所在地 岡山市北区××××

電話番号 *** — *** — ****

担当者名 □□ □□

記載者連絡先 *** — *** — ****

勤務先が支店(営業所)等の場合、その支店(営業所)長の証明でも有効です。
担当者名、記載者連絡先も必ず記入してもらってください。

No.	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()	
2	フリガナ	オカヤマ モモコ	
2	本人氏名	岡山 桃子	生年月日 〇〇〇〇年 〇月 〇日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 〇〇〇〇年 〇月 〇日 ~ 年 月 日	
4	本人就労先事業所	名称 岡山株式会社大供営業所 住所 岡山市北区××××	無期雇用の場合、雇用開始日の記入が必要ですのでご注意ください。
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()	
6	就労時間(固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 00 分 ~ 16 時 00 分 (うち休憩時間 60 分) 時 分 (うち休憩時間 分) 時 分 (うち休憩時間 分)	
6	就労時間(変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間等・シフト時間等 時 分 (うち休憩時間 分)	
7	就労実績	年月 年 月 日/月 時間 育児休業取得中の場合は、育児休業取得(見込)期間を記入してもらってください。 年 月 時間/月	
8	産前・産後休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 月 日 ~ 年 月 日	
9	育児休業の取得	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ~ 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 復職予定年月日を記入してもらってください。 日	
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
12	育児のための短時間勤務制度利用の有無	☒ 取得予定 ☐ 取得中 主な就労時間等・シフト時間等 〇 時 〇〇 分 育休復帰後に短時間勤務制度を利用予定の場合は、短時間勤務の就労時間を記入してもらってください。具体的な時間が決まっていない場合は空欄にし、『18.備考欄』にその旨を記入してもらってください。	
13	保育士等としての勤務実績の有無	記入不要	
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
17	単身赴任期間(予定含む)	年 提出される際には、必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。	
18	備考欄		
19	保護者記載欄	児童名 岡山 桃太郎 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 岡山 桃太郎 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 岡山 桃太郎 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 岡山 桃太郎 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ	

※自営業又は農業の方は、帳簿、領収書、納品書、請求書、作付面積のわかる資料(農業)など自営業が確認できる書類の写しをA4コピーで2点以上(概ね6か月以内)添付してください。

岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書

保護者が就学/就学予定/出産/病気/障害/介護（看護）のいずれかに該当する場合にご提出ください。

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消えるボールペンによる記入は無効。

※ 日付の記入のないもの、『就学時間・日数』欄や『介護・看護の状況』欄を記入していないものは無効。

※ 添付書類にも児童名等をご記入ください。

1. 就学、就学予定の保護者

保護者の就学または就学予定の場合に記入し、提出してください。

↓いずれか該当する□にチェックし、下の各項目をすべて記入してください。

下記のとおりに ☒ 就学 ☐ 就学を予定 していることを申告します。

令和 0 年 0 月 0 日 申告者氏名 岡山 桃子 児童との続柄（ 母 ）

学校名	<u>岡山桃太郎大学</u>	就学場所	↓実際の所在地を記入してください。 自宅内・ <u>自宅外</u> （ <u>岡</u> ）
就学（予定）日	<u>令和 5 年 4 月 1 日</u>	就学時間・日数	1 か月を4週として、1 か月あたり平均就学日数を記入してください。
（卒業予定）	（令和 <u>9</u> 年 <u>3</u> 月卒業予定）	1 日あたり平均就学時間 （ <u>8</u> ）時間 …①	※授業の間の短時間の休憩（ <u>なし</u> ） （うち休憩時間（ <u>分</u> ））
育休に係る休学（予定）期間	※該当の場合のみ	1 週間あたり平均就学日数 （ <u>5</u> ）日 × 4 週 =	1 か月あたり平均就学日数 （ <u>20</u> ）日 …②
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		1 か月あたり平均就学時間【①×②】 ※平均就学時間の端数（分）は数値をご記入ください。	（ <u>160</u> ）時間

※本書に加えて、それぞれ次の書類の添付が必要です。

- 就学予定の方 …… 合格通知書及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写し
- 就学の方 …… 在学証明書及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写し

2. 出産、病気、障害、介護（看護）の保護者

下記の事項について事実と相違ないことを申告します。

令和 0 年 0 月 0 日 申告者氏名 岡山 桃子 児童との続柄（ 母 ）

出産する人、病気、障害の人、介護（看護）を受ける人	氏名 <u>岡山 一郎</u> 児童との続柄（ <u>祖父</u> ）	▽必要添付書類
▽いずれか該当する□にチェックし、右欄をすべて記入してください。		
☐ 出産	出産予定日 令和 年 月 日	親子手帳（母子健康手帳）の写し（保護者の名前と出産予定日が分かるページ）を添付してください。
☐ 病気	病名等 入院（予定）の期間 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	疾病負傷証明書を添付してください。（岡山市所定の様式に医師の証明を受けてください。）
☐ 障害	手帳の種類等 身体障害者手帳（ ）級 精神障害者保健福祉手帳（ ）級 療育手帳 A ・ B 介護保険証 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4	を添付してください。
☒ 介護・看護	介護・看護の状況 <u>午前・後 8 時 0 分</u> から <u>午前・後 8 時 0 分</u> 1 日あたり平均介護・看護時間 （ <u>6</u> ）時間 …① ※就労に準じて、休憩時間は除いてください。 1 週間あたり平均介護・看護時間 （ <u>7</u> ）日 × 4 週 = 1 か月あたり平均介護・看護時間 （ <u>28</u> ）日 …②	1 か月を4週として、1 か月あたり平均介護・看護日数を記入してください。

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

クラブ名	小学校（学園）児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎（平・令 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月 <u>10</u> 日生） 岡山 桃二郎（平・令 <u>元</u> 年 <u>5</u> 月 <u>10</u> 日生） （平・令 年 月 日生）
------	--------------	-----	---

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

岡山市立放課後児童クラブ 疾 病 負 傷 証 明 書

医 師 証 明 欄	患者氏名	岡山 桃子 (昭和 ** 年 ** 月 ** 日生)		傷病名	〇〇症		
	診療 見込 期間	入院 外	開始	**年**月**日から	入院	期 間	か月間 週間
			終了予定	令和**年**月**日まで		(予定) 年月日	年 月 日
	症 状	該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。 1 1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時寝床を要するもの 2 1か月以上の安静を要するもの、又は日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難であると見込まれるもの 3 1か月以上、週3日程度の通院加療等が必要であり、家庭での児童の育成に支障があると見込まれるもの 4 疾病・負傷による日常生活への影響は軽微で、家庭での児童の育成は可能であると見込まれるもの					
	上記のとおり認めます。 令和**年**月**日 所 在 地 岡山市北区××× Tel (*** - ****) 医 療 機 関 名 〇〇〇クリニック 担 当 医 師 〇〇 〇〇 (署名または記名押印)						
※この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、医師の署名または記名押印がない場合は無効です。							

※ 医療機関の方へ
この証明書は岡山市立放課後児童クラブへの入所の審査に直接関係するものです。漏れなくご記入いただきますようお願いいたします。

クラブ名	大供	小学校（学園） 児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平・令 27 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平・令 元 年 5 月 10 日生)
					(平成 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

(注意事項)

- この用紙は、疾病等のため入所が必要であることを理由に、入所を申請される際に、その証明として添付していただくためのものです。
- 医療機関の証明の内容によっては、入所の要件に該当しないことがあります。(証明欄の「症状」4の場合は非該当)
- 証明を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

申 立 書

【この用紙は保護者 1 人につき 1 枚使用してください】

求職中での申請の場合、ハローワークの受付票等の写しの提出も必要です。

クラブ入所に関し必要な事項を下記に申し立てます。

令和 * * 年 * * 月 * * 日 ※ 日付の記入のないものは無効です。

児童との続柄

申 立 者 氏 名 岡山 桃子 (母)

入所を必要とする理由等

【求職中】または【不存在】で申請する際、この申立書に家庭で児童の育成できない理由等を記入してください。

《求職中例文》

- ・求職中のため、日中家庭での児童の育成ができません。
- ・〇月〇日に(株)×××を自己都合により退職し、現在は求職活動中です。

《不存在例文》

- ・相手方と別居しているため、相手方の入所を希望する理由を証明する書類等が提出できません。

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

クラブ名	大供	小学校(学園) 児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平・令 27 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平・令 元 年 5 月 10 日生)
					(平・令 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

令和9年度岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書

恒常的（通年の場合は月4回以上）に延長を利用することが確定している方は提出してください。申請時点で未定または月ごとの延長利用が不規則の場合は事前申請不要のスポット利用をご利用ください。（p.13 参照）

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市長 様

（保護者）〒700-8544

住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号 〇〇アパート101号

氏 名 岡山 太郎

電話番号 090-△△△-××××

以下の児童の延長利用（午後6時～午後7時）を申請します。

フリガナ	オカヤマ モモジロウ	
児 童 の 氏 名	岡山 桃二郎	
児 童 の 生 年 月 日	平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日	1 年生
児 童 ク ラ ブ 名	〇 〇 小学校（学園）児童クラブ	
延長利用 （午後6時～午後7時） を希望する期間	通年利用	令和 〇年 4月 1日 ～ 令和 △年 3月末日
	期間限定利用 （複数選択可）	☐ 春休み（4月） ☐ 夏休み（7・8月） ☐ 冬休み（12・1月） ☐ 春休み（3月）

注1 延長利用には利用料金が必要です。延長利用料は以下のとおりです。

（1）通年利用：月額2,500円

※月の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該月については1か月分の利用料をご負担いただきます。

（2）期間限定利用 ①春休み（4月）：600円 ②夏休み（7・8月）：3,200円

③冬休み（12・1月）：600円 ④春休み（3月）：600円

※期間の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該期間分の利用料をご負担いただきます。

注2 延長利用期間は、通年利用の場合は申請をした年度、期間限定利用の場合は申請をした休業期間となります。

注3 延長利用を中止する場合は、「岡山市放課後児童クラブ延長利用中止届」を延長利用を中止する月の前月末日までに各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ提出してください。

希望する期間全てに
チェックしてください。

よくあるお問い合わせ

No.	項 目	質 問	回 答
1	入所申請	夏休みだけ利用することは可能か。	可能です。春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)の長期休業期間のみ利用される場合(期間限定利用)で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。なお、通年利用との重複申請はできません。通年利用を申請中の場合は、通年利用の申請を取り下げてから期間限定利用を申請する必要があります。 (P2、6をご覧ください。)
2	入所申請	同時に複数の市立児童クラブに申請することは可能か。	できません。いずれか1つの児童クラブを選んで申請してください。なお、市立以外の児童クラブへ同時に申請することは可能です。
3	入所申請	兄弟で申請した場合に、どちらかが入れない場合もあるのか。	優先順位を決定する加算点が、低学年の方が高いため、定員を超えた申請があった場合には、下の子(弟)のみが入所可能となる場合があります。 (P17をご覧ください。)
4	入所申請	現時点でどのくらい申請があったか教えてほしい。	申請期間中は、申請状況をお伝えできません。入所決定後に、空き状況を岡山市のホームページに掲載します。
5	入所申請	結果はいつ分かるか。	一次募集は令和9年1月末頃に、二次募集は令和9年3月上旬頃に、許可不許可にかかわらず郵送で結果を通知します。随時募集の場合は、申請の翌月中旬頃に通知します。 (P5をご覧ください。)
6	入所申請	利用を希望するクラブに現時点で空きがないが、空き状況はいつ更新されるか。	一次募集の入所決定後の空き状況は、令和9年2月1日に更新予定です。二次募集以降は、毎月10日頃に更新します。
7	入所申請	入所不許可(保留)の通知が届いたが、定員に空きが出た際に再度申請が必要か。	入所保留の方については、利用可能となり次第、随時入所決定し、通知を送付しますので、改めて申請していただく必要はありません。ただし、定期的に、利用の希望を継続されるかどうかの意思確認をさせていただく予定です。
8	入所申請	児童クラブの利用が必要なくなったが、どうすればよいか。	児童クラブの利用が必要なくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ提出してください。 (P11をご覧ください。)
9	入所要件	現在育児休業中だが、申請可能か(通年利用)。	育休中または年度内に育児休業復帰予定の場合も、一次募集から通年利用で申請可能です。ただし、復帰予定月の前月からの利用を希望する場合は、二次募集または随時募集で申請してください(4月からの利用を除く)。 (P6をご覧ください。)
10	入所要件	私立(国立)の小学校に在学しているが、入所できるか。	岡山市に住所を有する場合は、入所できます。ただし、一次募集では申請できません。私立(国立)の小学校に在学している場合など、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学中(入学予定)で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。
11	申請書類	同居の祖父母の勤務証明等は必要か。	必要ありません。
12	申請書類	ひとり親世帯で、児童扶養手当の証書が更新中であり、新しい証書がまだ届いていないが、どうしたらよいか。	更新前の直近のもの、または更新手続き中とわかる書類の写しを提出し、更新後に再度提出してください。

No.	項 目	質 問	回 答
13	申請書類	就労証明書、入所事由証明書について、いつ時点の証明をしてもらえばよいか。	入所日時点の状況を証明してもらってください(申請日時点ではありません)。また、一次募集で、既に12月以降の転職が決まっている場合は、転職先の就労証明書を提出してください。
14	申請書類	就労証明書について、シフト制で早番と遅番があるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
15	申請書類	就労証明書について、季節によって勤務時間が異なるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
16	申請書類	減免の対象世帯に該当するが、入所申請時に提出が必要な書類はあるか。	減免については、入所決定後に手続きが必要であり、申請時には必要ありません(兄弟姉妹減免については入所申請書に記入していただきます)。
17	申請書類	児童が障害を有する場合の証明書類について、古い日付のものでもよいか。	原則概ね6か月以内のものとしておりますが、症状等に変わりがない場合は、それ以前の日付のものでもかまいません。
18	利用料	突発的に延長利用が必要になった場合、利用は可能か。	可能です。通年利用の場合、スポット利用料金として1回700円をご負担いただきます。ただし、月4回以上利用すると通年利用の月額延長利用料を超えるため、その際月額料金2,500円を上限に負担いただきます。 (P12、13をご覧ください。)
19	利用料	土曜日を利用するには追加料金が必要か。	必要ありません。
20	変更届	入所要件を就労で申請したが、申請後に退職し、現在は求職中である。届け出は必要か。	必要です。記載事項変更届出書に、申立書及び求職中であることが確認できる書類を添付の上、提出してください。 (P9をご覧ください。)
21	変更届	通年利用で入所決定後、期間限定利用に変更できるか。	できません。退所(利用辞退)した後に、再度申請し、入所許可を受ける必要があります。その場合、申請しても必ず入所できるとは限りません。 (P2をご覧ください。)
22	変更届	期間限定利用で入所決定後、利用する長期休業期間を増やしたり減らしたりできるか。	利用する期間を減らす場合は、記載事項変更届を提出してください。利用する期間を増やすことはできませんので、退所(利用辞退)した後に、再度必要な期間で申請してください。その場合、申請しても必ず入所できるとは限りません。
23	利用方法	新1年生だが、入学式より前から利用可能か。	4月1日から利用可能です。 (P2をご覧ください。)
24	利用方法	降所について、児童に一人で帰らせることは可能か。	原則17時までは一斉降所(児童が自力で降所)で、それ以降は保護者の迎えによることとしています。ただし、地域の事情等もあるため、詳細は各児童クラブへご確認ください。
25	利用方法	欠席する場合は連絡が必要か。	必要です。欠席する場合の連絡方法等については、各児童クラブへご確認ください。なお、入院等で長期間欠席する場合は、岡山市へ相談してください。
26	減免	減免の対象世帯に該当するが、前年度に減免が適用されている場合、再度の申請は不要か。	減免は年度ごとに申請が必要です。また、対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。

(3) 対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧)

※各区内 50 音順

区	クラブ名	呼称	クラス数 (予定)	定員 (人)	所在地	電話番号
北 区	足守小学校児童クラブ	あしっ子クラブ	1	40	北区足守789番地	086-295-2630
	◆石井小学校児童クラブ	石井すこやかクラブ	3	110	北区寿町2番地8	086-236-9210
	大野小学校児童クラブ	おおの児童クラブ	2	208	北区大安寺南町二丁目8番36号	086-238-0771
	加茂小学校児童クラブ	かもっちクラブ	1	45	北区津寺517番地	086-239-7076
	吉備小学校児童クラブ	吉備おひさまクラブ	8	347	北区庭瀬256番地	086-292-0339
	蛍明小学校児童クラブ	ほたるクラブ	1	40	北区大井360番地	086-236-7650
	岡南小学校児童クラブ	青空クラブ	2	111	北区岡南町二丁目4番5号	086-233-5869
	庄内小学校児童クラブ	庄内ひかりクラブ	4	180	北区三手336番地2	086-287-8806
	清輝小学校児童クラブ	杉の子クラブ	1	50	北区新道1番地	086-232-1809
	竹枝小学校児童クラブ	竹枝たけの子クラブ	1	27	北区建部町吉田1504番地	086-289-0930
	中山小学校児童クラブ	ももっこクラブ	4	215	北区一宮702番地	086-284-0178
	野谷小学校児童クラブ	のだにっこクラブ	1	35	北区栢谷259番地1	086-294-5521
	平津小学校児童クラブ	ひらっっこ児童クラブ	2	107	北区櫛津738番地1	086-230-7220
	福渡小学校児童クラブ	福笑にじいろクラブ	1	39	北区建部町川口1302番地	086-722-3230
	牧石小学校児童クラブ	牧石さくら児童クラブ	2	103	北区玉柏2094番地2(※)	086-230-5734
	馬屋上小学校児童クラブ	まやかみやまびこクラブ	1	38	北区富吉2944番地2	086-236-8550
	御津小学校児童クラブ	みつっこ児童クラブ	1	41	北区御津宇垣1212番地	086-897-4721
	御南小学校児童クラブ	みなんこクラブ	5	194	北区今保243番地3	086-250-3175
	御野小学校児童クラブ	わかたけクラブ	4	188	北区中井町一丁目6番34号	086-232-5120
	桃丘小学校児童クラブ	風の子クラブ	1	61	北区芳賀5111番地22	086-284-7633
	横井小学校児童クラブ	五月クラブ	6	241	北区横井上178番地1	086-238-0260
中 区	鯉山小学校児童クラブ	りざんきらきらクラブ	1	51	北区吉備津1444番地	086-287-2199
	陵南小学校児童クラブ	りょうなんクラブ	5	190	北区東花尻241番地1	086-230-7225
	旭操小学校児童クラブ	あけぼのクラブ	3	126	中区倉富 160 番地	086-276-3780
	旭東小学校児童クラブ	さくらクラブ	1	50	中区門田屋敷本町 1 番 17 号	086-273-9855
	旭竜小学校児童クラブ	くすのきクラブ	2	80	中区八幡 8 番地 1	086-201-2565
	財田小学校児童クラブ	財田児童クラブ	3	108	中区長岡 58 番地 2	086-279-5759
	三勲小学校児童クラブ	三さんクラブ	4	150	中区徳吉町一丁目 1 番 21 号	086-201-0771
	操南小学校児童クラブ	たいようクラブ	3	140	中区藤崎 45 番地	086-230-5141
	操明小学校児童クラブ	操明つくしクラブ	3	145	中区藤崎 721 番地 3	086-206-1791
	高島小学校児童クラブ	どんぐりクラブ	8	344	中区国府市場 131 番地	086-206-3116
	竜之口小学校児童クラブ	竜之ロクラブ	4	174	中区四御神 266 番地	086-279-1260
	富山小学校児童クラブ	なかよしクラブ	5	190	中区福泊 233 番地	086-276-0552
	平井小学校児童クラブ	ボンボンクラブ	4	130	中区平井四丁目 19 番 52 号	086-276-3010

区	クラブ名	呼称	クラス数 (予定)	定員 (人)	所在地	電話番号
東 区	浮田小学校児童クラブ	浮田児童クラブ	2	74	東区沼 1725 番地	086-206-5535
	雄神小学校児童クラブ	おがみっこクラブ	1	30	東区富崎 218 番地	086-230-2417
	開成小学校児童クラブ	開成いなほクラブ	1	69	東区金田 1521 番地 1	086-948-2727
	可知小学校児童クラブ	ひばりクラブ	2	108	東区可知一丁目 83 番地 2	086-238-5513
	芥子山小学校児童クラブ	みつばちクラブ	4	229	東区西大寺松崎 97 番地	086-230-5143
	江西小学校児童クラブ	江西なでしこクラブ	7	300	東区瀬戸町江尻 1399 番地 2	080-9956-8713
	古都小学校児童クラブ	古都グレープクラブ	3	101	東区古都宿 453 番地 1	086-279-1987
	西大寺小学校児童クラブ	ひまわりクラブ	3	150	東区西大寺上一丁目 19 番 21 号	086-230-1285
	西大寺南小学校児童クラブ	けやきっ子クラブ	2	75	東区金岡西町 435 番地 1	086-942-9219
	山南学園児童クラブ	さんなんっ子クラブ	2	135	東区北幸田 509 番地 1	086-206-4820
	城東台小学校児童クラブ	城東台レインボークラブ	1	45	東区城東台西三丁目 6 番 3 号	086-278-8899
	千種小学校児童クラブ	千種児童クラブ	2	56	東区瀬戸町鍛冶屋 391 番地	086-201-5001
	豊小学校児童クラブ	いちごクラブ	3	108	東区西大寺川口 130 番地 2	086-943-8033
	平島小学校児童クラブ	ひらじまっ子クラブ	2	73	東区東平島 1293 番地	086-206-2622
	政田小学校児童クラブ	政田ポブラくらぶ	2	64	東区政津 850 番地	086-948-3308
	御休小学校児童クラブ	みやす児童クラブ	1	40	東区西祖 179 番地	080-8248-3713
南 区	浦安小学校児童クラブ	しらすぎクラブ	3	241	南区浦安本町 95 番地	086-236-6621
	甲浦小学校児童クラブ	くじらクラブ	1	65	南区飽浦 250 番地	086-267-3345
	興除小学校児童クラブ	フレンドリー興除クラブ	2	80	南区中畦 593 番地	086-298-1007
	妹尾小学校児童クラブ	妹尾はるべっこクラブ	2	104	南区妹尾 1353 番地	086-239-8541
	曾根小学校児童クラブ	曾根っ子クラブ	2	52	南区曾根 139 番地 2	086-236-6112
	第一藤田小学校児童クラブ	いちふじみのりクラブ	2	60	南区藤田 349 番地	086-236-6560
	第三藤田小学校児童クラブ	三藤でんでんクラブ	2	54	南区藤田 1757 番地	086-236-8680
	第二藤田小学校児童クラブ	まつぼっくりクラブ	2	82	南区藤田 595 番地	086-296-5694
	灘崎小学校児童クラブ	虹色くれよんクラブ	2	72	南区片岡 1030 番地 1	086-363-1280
	七区小学校児童クラブ	あいかぜクラブ	1	42	南区北七区 61 番地 3	086-362-5201
	東疇小学校児童クラブ	東疇たんぼぼクラブ	3	160	南区東畦 656 番地 2	086-282-2314
	彦崎小学校児童クラブ	彦崎あおぞらクラブ	2	90	南区彦崎 2688 番地	086-362-7121
	福島小学校児童クラブ	あしの子クラブ	1	55	南区立川町 3 番地 37	086-263-1661
	福浜小学校児童クラブ	小鳩クラブ	5	150	南区福富東一丁目 1 番 1 号	086-236-8773
	芳明小学校児童クラブ	芳明児童クラブ	4	144	南区万倍 1 番地	086-246-1656
	箕島小学校児童クラブ	みしまこどもクラブ	3	116	南区箕島 2384 番地	086-236-6002
	芳田小学校児童クラブ	芳田児童クラブ	2	111	南区泉田 408 番地	086-230-7656

◆石井小学校児童クラブ(石井すこやかクラブ)は、同小学校の入学制度上、他の児童クラブと新一年生(特色ある教育(英語に親しむ小学校))の申請時期が異なります。詳しくは p.6 をご覧ください。

※牧石小学校児童クラブは令和9年4月に記載の所在地へ移転予定ですが、状況により移転時期が変更になる場合は、移転まで現在の所在地(北区祇園866番地)となります。

令和9年度の放課後児童クラブ(運営委員会・保育所等)

令和8年9月時点

	区	小学校区	クラブ名	住所	電話番号	定員 (人)
運営委員会	北区	三門	若草クラブ	下伊福西町 5 番 37 号	086-256-0003	90
		伊島	タヤケクラブ	伊島町一丁目 6 番 6 号	086-253-8422	78
		津島	みどりクラブ	津島本町 19 番 1 号	086-259-3571	141
		大元	おおもとクラブ	大元上町 9 番 43 号	086-246-0377 090-5828-7883	148
		西	おかやまにしっこクラブ	中仙道一丁目 18 番 20 号	086-245-6003	296
		鹿田	鹿田バンビクラブ	大供表町 16 番 50 号	086-231-6002	176
		岡山中央	中央くすの木クラブ	弓之町 9 番 27 号	086-233-5383	325
		御津南・五城	みつ児童クラブ	御津野々口 1616 番地	御津南: 086-897-7079 五城: 086-959-4049	60
		馬屋下	まやしもポニークラブ	松尾 105 番地 1	086-284-8790	35
		建部	建部はっぱね児童クラブ	建部町富沢 366 番地	080-6322-6105	40
	中区	幡多	幡多クラブ	高屋 254 番地	086-273-2201	150
		宇野	うのクラブ	原尾島一丁目 9 番 1 号	086-201-2229	385
	東区	角山	キラリ角山っ子クラブ	才崎 389 番地	090-6415-7007	26
	南区	芳泉	芳泉クラブ	芳泉三丁目 2 番 3 号	086-265-0931	150
		平福	たけのこクラブ	平福一丁目 7 番 1 号	086-264-2723	184
		南輝	やまびこクラブ	南輝三丁目 6 番 9 号	086-264-9845	180
		福田	福田にこにこクラブ	古新田 1095 番地	086-282-7080	230
		小串	いるかクラブ	小串 3489 番地	086-269-2244	20
	区	事業所名 (小学校区)	クラブ名	住所	電話番号	定員 (人)
保育所等	北区	認定こども園白ゆり (中山)	認定こども園白ゆり 放課後児童クラブ	辛川市場 321 番地 1	086-284-4272	40
	中区	高島第一保育園 (高島)	こばとクラブ	中井四丁目 22 番 32 号	090-8065-4455	120
	東区	ちとせ認定こども園 (可知)	児童クラブ スマイル	益野町 40 番地	086-942-6145	49
	南区	妹尾保育園(妹尾)	妹尾なかよしクラブ	妹尾 1368 番地 1	086-282-1106	36
		ひばり保育園(芳泉)	たんぽぽクラブ	福田 715 番地 3	086-259-1154	26

令和9年度の放課後児童クラブ(届出済民間事業者)

以下の児童クラブは、面積や職員配置など、岡山市の基準をクリアして民間事業者が運営しているクラブです。クラブによって様々な特色がありますので、ご利用を希望される場合は各クラブに直接お問い合わせください。

【北区】

令和8年9月時点

学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	主な受入時間			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
石井	いろは学童保育	奉還町四丁目9番4号 080-6266-5910	49	午後7時 まで	○	×	伊島・三門 (他応相談)	-	○
伊島	朝日こどもクラブ (伊島本校)	伊福町四丁目4番3号 086-259-3015	90	午後8時 まで	○	×	石井	-	○
	ぽすとめいとクラブ・ 伊島	伊島町一丁目1番22号 086-250-9810	35	午後7時 まで	○	応相談	受入可	-	○
大元	A.M.I 学童保育センター (第一大元ホーム)	大元上町13番21号 086-250-0201	124	午後8時 まで	○	×	受入可	-	○
	A.M.I 学童保育センター (第二大元ホーム)	今二丁目2番16号 086-250-0201	55	午後8時 まで	○	×	受入可	-	○
	ぽすとめいとクラブ・ 大元	今二丁目7番1号 KUⅡビル1階 086-259-0392	73	午後7時 まで	○	応相談	受入可	-	○
鹿田	ぽすとめいとクラブ・ 鹿田	大供二丁目11番18号 アーバンハウス大供 103・105・ 106 086-206-3540	71	午後7時 まで	○	応相談	受入可	-	○
庄内	ひなたキッズスクール 高松庄内本校	高松原古才25番地6 086-236-7157	45	午後7時 まで	○	×	受入可	-	○
津島	IPU 児童クラブ 京山キャンパス	津島南二丁目1番30号 阪井ビル2・3・4階 086-236-8311	80	午後8時 まで	○	×	伊島 (他応相談)	-	○
	朝日こどもクラブ (津島校)	津島西坂二丁目 11番12号 村上アパート1階 080-8248-3538	50	午後8時 まで	○	×	-	-	○
西	A.M.I 学童保育センター (西ホーム)	中仙道一丁目10番11号 086-250-0201	53	午後8時 まで	○	×	受入可	-	○
	わくわく学童保育	問屋町23番地101 086-241-1631	80	午後8時 まで	○	×	応相談	-	○

(次のページに続きます。)

【北区】

学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	利用できる受入時間・曜日			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
御南	リピート学童保育	今保 237 番地 11 080-6956-9913	32	午後 7 時 まで	○	×	福田 (他応相談)	福田	○
御野	IPU 児童クラブ 御野キャンパス	大和町二丁目 4 番 30 号 スペイン通り 1 階南 086-236-8311	57	午後 8 時 まで	○	×	応相談	-	○
横井	朝日こどもクラブ (横井校)	横井上 335 番地 9 080-8247-5741	60	午後 8 時 まで	○	×	-	-	○
鯉山	ひなたキッズスクール 吉備津鯉山校	吉備津 1326 番地 42 086-239-6190	45	午後 7 時 まで	○	×	加茂、庄内 (他受入可)	-	○
陵南	アフタースクール 子どもの家	白石西新町 9 番地 103 クリエイト 21 105 号 050-3704-4019	28	午後 7 時 まで	○	×	受入可	吉備・鯉山 中山・大野	○
	聖さくら子どもクラブ れいんぼー	花尻ききょう町 6 番地 100 086-250-8772	30	午後 6 時 まで	○	×	応相談	吉備・大野・ 中山 他	○

【中区】

学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	利用できる受入時間・曜日			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
三勲	YMCA グローバル アフタースクール	東山一丁目 2 番 9 号 086-223-1509	130	午後 8 時 まで	○	×	受入可	宇野	○
操明	ひだまりクラブ	桑野 510 番地 2 086-239-5288	34	午後 7 時 まで	○	×	操南 (他応相談)	-	○
富山	なないろ富山教室	山崎 29 番地 15 ヨシハラ山崎 2 階 086-206-7724	45	午後 7 時半 まで	○	×	受入可	-	○
幡多	学童保育所 フレンドシップ	高屋 527 番地 086-806-5954	120	午後 7 時 まで	○	×	-	-	○
	なないろ幡多教室	高屋 219 番地 8 086-206-7724	33	午後 7 時半 まで	○	×	受入可	-	○
平井	ぽすとめいとクラブ・ 平井	平井四丁目 6 番 44 号 リカランド アノ 2 階 086-230-0271	33	午後 7 時 まで	○	応相談	受入可	-	○

【南区】

学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	利用できる受入時間・曜日			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
南輝	南輝 子どもステーション	南輝二丁目 26 番 40 号 086-265-3352	25	午後 6 時半 まで	○	×	浦安 (他応相談)	-	○
福浜	白鳩子どもクラブ	南区福富中二丁目 8 番 43 号 086-250-2934	20	午後 7 時 まで	○	×	浦安、芳泉 (他応相談)	浦安 芳泉	○
芳泉	児童クラブ LIKE 芳泉校	泉田四丁目 5 番 28 号 12 090-5244-1188	42	午後 7 時 まで	○	×	応相談	-	○

※クラブによっては土曜・日曜・祝日の利用について事前申込や予約が必要な場合がございます。
 ※令和8年9月時点の情報を掲載しています。最新の情報については、岡山市ホームページをご覧ください。
 ※市立クラブ以外のクラブの連絡先等は、岡山市ホームページにも掲載しています。

URL: <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000012514.html>



岡山市認定放課後児童クラブ 認定マーク



掲載しているクラブは、すべて市の基準を満たした認定クラブです。

令和9年度の放課後児童クラブ MAP



このガイドに関するお問い合わせ先

○岡山市地域子育て支援課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所新庁舎12階）

TEL 086-803-1589 FAX 086-803-1718

E-mail jidouk@city.okayama.jp

問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

岡山市地域子育て支援課ホームページ

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000025613.html>



入所申請に関するお問い合わせ先

○岡山市立放課後児童クラブ入所申請受付窓口

〒700-0901 岡山市北区本町6番36号

第一セントラルビル4階 株式会社キャリアプランニング内

一次募集期間専用 TEL：086-899-6309（令和8年10月19日～11月18日）

二次募集期間専用 TEL：086-235-9828（令和9年2月1日～2月19日）

随時募集期間専用 TEL：086-235-9828

問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

※期間ごとに電話番号が異なりますのでご注意ください。

○公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援課

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2（岡山ふれあいセンター1階）

TEL 086-274-5161 FAX 086-274-5162

E-mail j_kodomo@mx.okayama-fureai.or.jp

問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

岡山市ふれあい公社 子ども支援課ホームページ

<https://www.okayama-fureai.or.jp/houkago/>

